

# 「社会保険労務士」による 無料相談会開催!

事業主に代わって労働・社会保険等の手続きができるのは社会保険労務士だけです。

社会保険労務士は、社会保険労務士法に基づいて厚生労働大臣に認められた国家資格で、労働社会保険関係・および人事・労務管理の専門家です。

日時

平成30年  
**10/28日** AM 11:00  
▶ PM 5:00

無料相談実施場所

**フジグラン新居浜**  
1階北側正面玄関前

**フジグラン松山**  
1階グラウンド西側入り口(シースルーエレベーター前)

**フジグラン今治**  
1階ミスタードーナツ前北側

**イオンスタイル松山**  
1階南(環状線側)入り口

お気軽にご相談ください。

相談内容

- 公的年金
- 健康保険(傷病手当金、出産手当金、高額医療費等)
- 労働保険(雇用保険、労災保険、各種給付)
- 労働条件(賃金、退職金、労働時間、休日、年次有給休暇)
- 解雇、退職、セクハラ、パワハラ等
- 労使関係(個別労働紛争)
- 各種助成金

10月は  
「社会保険労務士制度推進月間」です!  
広く県民に社労士制度を知っていただく  
社会貢献活動として労働問題・年金などの  
「無料相談会」を開催します。



応援ありがとうございました!

10月14日(日)愛媛県社労士会チームが「マツヤマお城下リレーマラソン」に参加しました。

## 街角の年金相談センター 松山(オフィス) **無料**

年金の様々な疑問にお答えします!  
年金請求書も受け付けします!

◎松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル5階  
◎相談受付時間/平日8:30~17:15(土・日・祝除く)

予約専用電話  
**☎089-931-6120**

※電話での相談は  
受け付けていません。

## 総合労働相談所 **電話相談 来所相談**

専用電話 **☎089-907-4868**

◎毎週 月曜日~金曜日 ※祝日、12/29~1/3は除く  
◎時間/PM4:00~PM7:00 **無料**  
※但し、午後5時以降は電話相談のみです。

愛媛県社会保険労務士会館 1階相談室  
〒790-0813 松山市萱町4丁目6番地3

## 社労士会労働紛争解決センター愛媛

センターは法務大臣の認証と厚生労働大臣の指定を受けて、愛媛県社会保険労務士会が運営する、紛争解決をサポートする機関です。

■簡易で公正・中立、迅速な解決を図ります。  
あっせんの申し立てを受理した後、原則として1回のあっせんで解決を図ることを目指しています。

■2020年3月31日までは **無料**  
愛媛県社会保険労務士会館内 **☎089-907-4864**



**愛媛県社会保険労務士会** ☎(089)907-4864

シャロウシ

〒790-0813 松山市萱町4丁目6番地3  
FAX (089)923-1133  
<http://www.ehime-sr.or.jp/>